# 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 （平成二十三年総務省令第百六十八号）

#### 第一条（法第四十三条に規定する総務省令で定める場合）

東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

###### 一

事業税

###### 二

不動産取得税

###### 三

固定資産税

#### 第二条（第一条第一号の当該対象施設等に係る所得又は収入金額の計算方法）

前条第一号の当該対象施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

###### 一

電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

###### 二

鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

###### 三

前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

##### ２

前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

# 附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三一日総務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二五年五月一〇日総務省令第五〇号）

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

##### ２

この省令による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条第一号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される対象施設等について適用し、施行日以前に新設され、又は増設された対象施設等については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年五月七日総務省令第五二号）

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日総務省令第三五号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日総務省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

第二条の規定による改正後の離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定、第四条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第五条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第六条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（次条において「新過疎省令」という。）第二条の規定（同条第一項第一号の算式に係る部分を除く。）、第七条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（附則第四条において「新沖縄省令」という。）第七条の規定、第十条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第十一条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定並びに第十二条の規定による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（附則第五条において「新地域再生省令」という。）第三条の規定は、地方税法改正法施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、地方税法改正法施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。